議案第 1 号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係規則の整理に関する規則について

以下の理由により、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の一部が改正され、教育職員の 普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、関係する規則の 規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第 1項、第33条第1項

沖縄県教育委員会規則第 号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規 則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

第75条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。 (沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

第71条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。 (教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止)

第3条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成21年沖縄県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

(沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第12号中「及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「、取上 げ処分の決定等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 件名

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規 則の整理に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の一部が改正され、教育職員の普通 免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、関係する規則の規定を整 理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次に掲げる規則について、教育職員の免許状の有効期間の更新、延長等に係る規定の整理を行う。
 - ア 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)
 - イ 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)
 - ウ 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第2号)
- (2) 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成21年沖縄県教育委員会規則第4号)は、廃止する。
- (3) この規則は、公布の日から施行する。 (附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項、第33条第1項

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課、県立学校教育課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表 (第1条関係)

沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄	(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号) 新旧対照表
改 正 案	現布
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校(以下「学校」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(職員の事故や進退に関する意見具申等) 第75条 (略)	(職員の事故や進退に関する意見具申等) 第75条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に申し出る ことができる。
2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。(1)~(4) (略)	 2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 (1) 死亡したとき。 (2) 公務上の災害を受けたと認められるとき。 (3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。 (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同名第9項各号のいずれかに該当すると対象かられたとき。
(削る。) (<u>5</u>)~(<u>8</u>) (略)	同条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。 (5) 数育職員免許状の有効期限が満了前2月に達したとき。 (6) 病気休暇の期間が30日を超えたとき。 (7) 病気休暇の期間が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年)第12条に規定する期間の満了前1月に達したとき。 (8) 欠勤(職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条に規定する日を除く。)したとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要
	すると認められる事実が発生したとき。

新旧対照表 (第2条関係)

沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖	(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表
改 正 案	現行
(量)	(趣旨)
第1条 (略)	: この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律
	号)第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校(以下「学校」という。)の管
	理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(職員の事故や進退に関する意見具申等)	(職員の事故や進退に関する意見具申等)
第71条 (略)	第71条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に申し出る
2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報	ことができる。
告しなければならない。	2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報
(1) \sim (4) (略)	告しなければならない。
	(1) 死亡したとき。
	(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき。
	(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。
	(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は
	同条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
(前)る。)	(5) 教育職員免許状の有効期限が満了前2月に達したとき。
(知) (8)~(5)	(6) 病気休暇の期間が30日を超えたとき。
	(7) 病気休暇の期間が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和4
	7年沖縄県条例第43号)第12条に規定する期間の満了前1月に達したとき。
	(8) 欠勤(職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受
	けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。
	ただし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条に規定する日
	を除く。)したとき。
	(9) 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要
	すると認められる事実が発生したとき。

新旧対照表 (第4条関係)

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関す	引する規則 (平成27年沖縄県教育委員会規則第2号) 新旧対照表
改 正 案	現行
(種)	(層景)
第1条 (略)	則は、沖縄県教育委員会(以下「教 + 数
	りる事份のソウ、教目安貝云云殿(ひじ「云殿」とペフ。 におペ、 と職のりの事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。
	以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に
	代理させる事項等について定めるものとする。
(専決事項)	(専決事項)
第4条 (略)	第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定
	めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。
(1)~(1)	(1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。
	(2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正(軽
	易な事項の改正に限る。)を行うこと。
	(3) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第4条の規定に基づく学校 (各種学校を含
	む。)の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関するこ
	ر ک
	(4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。
	(5) 県立学校(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)の生徒の定員を定める
	اللا
	(6) 文化財の指定及び解除に関すること。
	(7) 教育委員会の表彰に関すること。
	(8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。
	(9) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定
	(候補者の選定を含む。) に関すること。
	(10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。

⑴ 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目につ	いて教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。	(1) 教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) の規定に基づく免許状の授与及び取上	げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。	(13) 請願及び陳情に関すること。	(4) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。	切 教育に関する行事を主催、共催又は後援(協賛を含む。) すること。	(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関す	ること。	(17) 教育委員会に対する審査請求を裁決すること。	2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認め	られる場合は、これを会議に付譲しなければならない。	
		(12) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づく免許状の授与、取上げ	処分の決定等 に関すること。	(13)~(17) (昭分)						2 (略)		

参照条文

(昭和三十一年法律第百六十二号) 〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

とができる。長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることに委任し、又は教育長をして臨時に代理させることころにより、その権限に属する事務の一部を教育第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定める

(学校等の管理)

い。め当該地方公共団体の長に協議しなければならならきなるものについては、教育委員会は、あらかじ頃のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこにおいて、当該教育委員会規則で定めようとする事取扱がその他の管理運営の基本的事項について、必育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材のい限りにおいて、その所管に属する学校その他の教第三十三条、教育委員会は、法令又は条例に違反しな第三十三条、教育委員会は、法令又は条例に違反しな

20・20 容

七号) **〇教育職員免許法**(昭和二十四年法律第百四十

(この法律の目的)

的とする。定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を

(定業)

の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同以・)の主幹教諭(幼保連携型認定こども園下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の迂頃において「第一条学校」という。)並びに就学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学集二条、この法律において「教育職員」とは、学校

- う。) をいう。保育教論、助保育教諭及び講師(以下「教員」とい助教論、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、意護牧谕、養護教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護
- をいう。にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合ある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職に2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する
- σ この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国 立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百 十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含 む。以下この項において同じ。)が設置する学校を いう。以下同じ。) 又は公立学校(地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八 号) 第六十八条第一頃に規定する公立大学法人(以 下単に「公立大学法人」という。)を含む。)が設 置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあっては その大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校 (第一条学校に限る。) の教員にあつてはその学校 を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立 学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教員に あつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私 立学校(国及び地方公共団体(公立大学法人を含 む。)以外の者が設置する学校をいう。以下同 じ。)の数員にあっては都道存県知事(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の 十九第一頃の指定都市又は同法第二百五十二条の二 十二第一項の中核市(以下この項において「指定都 市等」という。)の区域内の幼保連携型認定こども 園の教員にあつては、当該指定都市等の長)をい $^{1}C_{\circ}$
- 活動(以下「自立活動」という。) をいう。めに必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るたの他の職業についての知識技能の修得に関する教科得を目標とした教科をいう。)、理学療法、理容そマツサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修くこの法律で「自立教科等」とは、理療(あん摩、
- 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、ら この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育

(免許)を含む。) に関するいずれかの教育の領域をいう。

- の免許伏を有する者でなければならない。第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当
- とする。員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるもの許状を有する者を、講師については各相当学校の教管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免は養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及びを有する者を、養護をつかさどる主幹教諭について及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状意の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄
- の免許状を有する者でなければならない。 のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状教授を担任する教員を除く。)については、第一項栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、 時別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管
- 教員の免許状を有する者でなければならない。にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校のびに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並は 義務教育学校の教員 (養護又は栄養の指導及び管
- の教員の免許状を有する者でなければならない。にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並ら 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管
- 法律の定めるところによる。関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関するは、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもにら 幼保連携型認定こども園の教員の免許について

(種類)

- 免許伏とする。 第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時
- 専修免許状及び一種免許状)に区分する。び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及との教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ご2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学
- ββββξξ</li

- の種類ごとの教諭の免許状とする。等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)
- る。との助教論の免許状及び養護助教論の免許状とすたの助教論の免許状及び養護助教論の免許状とす校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ご4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学
- とする。 免許状は、次に掲げる各教科について授与するものら 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時
 - 他の各外国語に分ける。)及び宗教業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語そとする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家世科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家
 - 語に分ける。)及び宗教語に分ける。)及び宗教証。(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国社、福祉実習、商能、商船実習、職業指導、外国業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福賀、情報、情報実習、農業、農業実習、宝薬、工業、工健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保
- るものとする。 免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与すら 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別
 - 語に分ける。) 語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理
 - める教科教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定数科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定二一中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各
 - める教科の並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるも各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項三一高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる
- いて授与するものとする。時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域につ第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨
- 任する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担

- める自立教科等について授与するものとする。ころにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めると
- する。 学省令で定める自立教科等について授与するものとら 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科

() ()

- 与しない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授るため行う教育職員検定に合格した者に授与する。 に定める単位を修得した者又はその免許状を授与すにおいて別表第一、別表第二若しくは別表第二の二若しくは又部科学大臣の指定する養護教諭養成機関別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは
 - | 十八歳未満の者
 - た者を除く。 核を卒業した者と同等以上の資格を有すると認め合む。)。ただし、文部科学大臣において高等学程におけるこれに相当するものを修了しない者を二一高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課
 - 三 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ら三年を経過しない者により免許状がその効力を失い、当該失効の日か四 第十条第一項第二号又は第三号に該当すること
 - を経過しない者許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年計、東十一条第一項から第三項までの規定により免
 - 団体を結成し、又はこれに加入した者府を暴力で破壊することを主張する政党その他の後において、日本国憲法又はその下に成立した政大 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以
- は、授与しない。する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者に2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与
- 行うものとする。 要があると認める場合において行う推薦に基づいてようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必当する者について、教育職員に任命し、又は雇用し

 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該
 - 能を有する者一担当する教科に関する専門的な知識経験又は技
 - に必要な熱意と識見を持つている者二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うの

- 省令で定める者の意見を聴かなければならない。 核教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学検定において合格の決定をしようとするときは、学生 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員
- しない。 次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、も該当しない者で教育職員検定に合格したものに授ことができない場合に限り、第一項各号のいずれにら 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用する
 - 定める学位を含む。)又は準学士の称号を有するく。)又は同条第六項に規定する文部科学大臣の学を卒業した者に対して授与されるものを除に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大口 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項
 - 格を有すると認めた者二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資
- 者」という。)が授与する。6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権

(免許状の授与の手続等)

- 申し出るものとする。請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申
- 接教育領域を定めるものとする。省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支命やで定めるところにより、一又は二以上の特別支の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学項において「特別支援教育科目」という。)の修得一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次は、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第2 特別支援学校の教員の免許状の授与にする。
- る。 許状に当該新教育領域を追加して定めるものとす 定する文部科学省令で定めるところにより、当該免 定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与下「新教育領域」という。) に関して特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以い、その授与を受けた後、当該免許状に定められてが、その授与を受けた後、当該免許状の授与を受けた者

(教育職員検定)

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務

及び身体について、授与権者が行う。

- ころによって行わなければならない。 別表第三又は別表第五から別表第八までに定めると項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五
- ならない。 ず、別表第四の定めるところによって行わなければず、別表第四の定めるところによって行わなければららにおける学力の検定は、前項の規定にかかわら受検者の人物、学力及び身体について行う。この場行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、に他の教科についての教諭の免許状を授与するため

(証明書の発行)

- た。 者の学力に関する証明書を発行しなければならなを受けようとする者から請求があつたときは、その教育領域の追加の定めをいう。) 又は教育職員検定域の追加の定め (第五条の二第三項の規定による新育の開設者を含む。) は、免許状の授与、新教育領関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教**第七条** 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機
- 、。 務及び身体に関する証明書を発行しなければならなする者から請求があったときは、その者の人物、実下同じ。)の理事長は、教育職員検定を受けようとする社会福祉法人をいう。以下同じ。)をいう。以(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定う。以下同じ。)又は社会福祉法人(社会福祉法法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をい法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいな立学校の教員にあってはその私立学校を設置する2 国立学校又は公立学校の教員にあっては所書庁、
- む。)の意見を聞かなければならない。長(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含品 の教員であるときは、当談所轄庁は、その学校の校行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発용 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合
- 項は、文部科学省令で定める。4 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事

(授与の場合の原簿記入等)

他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなけれ状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その第人条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許

ばならない。

- おいて作製し、保存しなければならない。2 前項の原簿は、その免許状を授与した授与権者に
- 原簿に記入しなければならない。域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領

(効力)

- この条において同じ。)において効力を有する。つては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあ第九条 普通免許状は、全ての都道府県(中学校及び
- 置かれる都道府県においてのみ効力を有する。2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の
- 道府県においてのみ効力を有する。 年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三

(失效)

- 該当する場合には、その免許状はその効力を失う。第十条 免許状を有する者が、汝の各号のいずれかに
 - ったとき。 | 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至
 - たとき。

 一
 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受け
 - して分限免職の処分を受けたとき。第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとに掲げる者に該当する者を除く。) であつて同法法律第二百六十一号) 第二十九条の二第一項各号三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年
- ない。 に、その免許状を免許管理者に返納しなければなら2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やか

(取上げ)

- その免許状を取り上げなければならない。り解雇されたと認められるときは、免許管理者は、の場合における懲戒免職の事由に相当する事由によ私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者するものに限る。汝項第一号において同じ。) 又は第十一条 国立学校、公立学校(公立大学法人が設置
- げなければならない。する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上2 免許状を有する者が、汝の各号のいずれかに該当
 - 相当する者を含む。) であつて、前条第一項第三公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に一国立学校、公立学校又は私立学校の教員(地方

き。相当する事由により解雇されたと認められると一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に号に規定する者の場合における同法第二十八条第

- と認められるとき。の事由に相当する事由により免職の処分を受けたナ人条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職一項第三号に規定する者の場合における同法第二ろ者に該当する公立学校の教員であつて、前条第二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げ
- り上げることができる。認められるときは、免許管理者は、その免許状を取にふさわしくない非行があつて、その情状が重いとが、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たる3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)
- る。 許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとす知しなければならない。この場合において、当該免ときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通よ 前三項の規定により免許状取上げの処分を行つた
- 失効した者について準用する。5 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が

(免許状授与の特例)

- 号に該当しないものに授与する。 員資格認定試験」という。) に合格した者で同項各文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験 (以下「教ほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は第十六条 普通免許状は、第五条第一項の規定による
- おいて「機構」という。)に行わせるものとする。行政法人教職員支援機構(別表第三備考第十一号に臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を独立2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大
- 試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他